

平成29年度 親子と地域をつなぐPTCA 活動活性化事業 募集要領

島根県教育庁社会教育課

1 事業の目的

地域、学校、家庭が連携して、持続可能な地域づくりのために多世代をつなぎ、地域、学校、家庭が抱える課題の解決に向けた取組を推進する。そのために、親世代が中心となって構成されるPTA等の地域団体に事業委託を行い、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成する。

2 委託先 親世代が中心となって構成されるPTA等の団体、グループ等

- ・おおむね20歳代から40歳代の会員が5名以上含まれていること
- ・団体としての意思決定により委託に係る活動ができ、適切な経理処理ができること
- ・県内に本拠地（事務所または事務を行う場所）を有し、県内で活動すること
- ・規約等により活動目的が明文化されていること
- ・代表者が明らかであること

3 事業の内容

家庭、地域を取り巻く課題は、地域によって様々であり、家庭教育の第一義的責任を負う親が主体となって活動することで、多様な世代を巻き込みながら、課題解決に向けた取組を行います。この取組をすることにより、親世代の学びと多世代の交流が生まれ、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成して、地域の教育力の向上を図っていきます。

○PTA等の団体が中心となって、地域、学校、家庭、団体との連携を図り、多世代が交流できる活動

○親世代が、自ら地域のよさを見つけたり、地域に誇りをもったりできる活動

○親世代が、つなぎ役となり、地域の伝統文化継承等の担い手育成につながる活動

○親世代が、地域とのつながりを深め、地域活動に参画していくきっかけとなる活動

4 事業経費及び採択数

事業経費 1団体あたり16万円程度

採択数 5団体程度

5 応募書類の提出方法等

(1) 提出書類

①事業実施計画書（様式1）・予算書（様式2）

②団体規約等、団体構成員名簿

③その他必要と思われる書類

(2) 提出方法

郵送（持参可）及び電子データにより、県社会教育課まで提出

(3) 応募書類の提出期限

提出期限：平成29年5月26日（金）

6 選定方法等

- (1) 県教育庁社会教育課において提出された応募書類により書類選考を実施し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、当該委託先に対し事業を委託します。なお、契約金額については事業実施計画書等の内容を勘案して決定しますので、応募者の提示する金額と必ずしも一致するとは限りません。
- (2) 選定終了後、10日以内に応募団体へ選定結果を通知します。

【事業実施団体選定の基準】

事業実施団体は次の視点で書類選考により選定します。また、地域バランスについても一定の考慮をします。

- ① 団体等について
委託先の団体の5つの要件をすべて満たしているか。
- ② 多世代の地域住民を巻き込む仕掛けについて
子ども・地域の人を取り込み、より多くの人との関わりの中で事業を展開する仕掛けが講じられているか。
- ③ 事業の波及効果について
団体等での取組がモデルとなり、他のPTA等や他の地域への波及効果が期待できるか。

7 委託期間

委託契約を締結した日から同年度の3月9日までとします。

8 スケジュール（予定）

- | | |
|--------|----------------------------|
| ① 応募締切 | 平成29年5月26日（金） |
| ② 審査 | 平成29年6月上旬～6月中旬 |
| ③ 契約締結 | 平成29年6月下旬 |
| ④ 契約期間 | 契約締結日から平成30年3月9日 |
| ⑤ 実績報告 | 当該事業終了後30日以内又は3月9日のいずれか早い日 |

9 その他

- 応募にあたっては、県社会教育課に事前に相談をしてください。
- 採択された場合は、事業の実施に当たって、県社会教育課の社会教育主事、または最寄りの教育事務所の社会教育主事に相談することができます。
- 申請や採択後の事業実施にあたっては、東部・西部社会教育研修センターの開催する研修等の受講を推奨します。
- 他に収入がなく、精算払によっては事業の実施が困難である等の理由がある場合は、請求により概算払とすることができます。

10 申込み・問い合わせ先

島根県教育庁社会教育課

〒690-8502 松江市殿町1番地

TEL : 0852-22-6876

FAX : 0852-22-6218

E-mail : shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp